

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※電話グループ整理番号	

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	(フリガナ) 法人名等	
		納税地	〒 _____ 電話() - _____
		(フリガナ) 代表者氏名	_____ ㊟
		代表者住所	〒 _____
		事業種目	_____ 業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署) 電話() - _____		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒 _____		整 理 簿	
	事業種目	_____ 業		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、

租税特別措置法 $\left[\begin{array}{l} \text{第67条の4第17項又は第18項} \\ \text{第68条の102第18項又は第19項} \end{array} \right]$ 及び、

租税特別措置法施行令 $\left[\begin{array}{l} \text{第39条の27第15項} \\ \text{第39条の123の2第15項} \end{array} \right]$ により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。
記

適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		_____ 年 _____ 月 _____ 日
転 助 廃 成 業 金	金 額	_____ 円
	上記の金額に係る転廃業助成金等の名称	
取得(予定) 改良(予定) 固定資産	種 類	
	取得(予定)日又は改良(予定)日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		_____ 円
添付明細(別表等)		
その他参考となるべき事項		
提出書類(証明書等)		

税理士署名押印		㊟
---------	--	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	------------	---------	----	-------	-------	---------

(規格A4)

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、転廃業助成金等の交付を受けた日を含む事業年度において、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)**・**第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。))により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の4第5項**・**第68条の102第6項の規定(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。))により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項**・**第68条の102第3項若しくは第11項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人又は措置法第67条の4第5項**・**第68条の102第6項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項**・**第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項**・**第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
 - (6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)**・**第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項**・**第68条の102第6項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第15項**・**第39条の123の2第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。